

# 日本病理学会 関東支部内規

(平成 26 年 6 月 21 日一部改正, 平成 27 年 6 月 20 日一部改正、平成 28 年 6 月 4 日一部改正)

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 この内規は一般社団法人日本病理学会定款 3 条及び 26 条、定款施行細則第 15 条及び第 16 条、支部規程、支部運営指針に基づき、関東地区の日本病理学会支部の運営に関する事項を定める。
- 第 2 条 本支部は日本病理学会関東支部と称する。
- 第 3 条 本支部の事務局は支部長の定める機関に置く。
- 第 4 条 本支部は日本病理学会の支部として病理学の進歩・発展を目指し、特に診断病理学の精度向上とその実践を通じて医療に貢献する。また、病理学に関連する分野の進歩・普及に寄与し、併せて会員の社会的地位の向上と相互の親睦を計ることを目的とする。
- 第 5 条 本支部は前条の目的を達成するために、学術集会および総会を開催する。

## 第 2 章 会 員

- 第 6 条 本支部に属する構成員を会員と称する。会員は個人会員および機関会員とし、個人会員は一般会員、特別会員および準会員とする。
1. 一般会員とは、日本病理学会会員であって、その主たる職場又は住居が関東地区に在る個人とする。
  2. 特別会員とは、本支部に貢献し、幹事会の推薦により総会の承認を得た個人とする。
  3. 準会員とは、本支部の目的に賛同する大学の学部学生及び大学院修士課程学生、外国人留学生、医療関係者等で一般会員の推薦により幹事会で承認された個人とする。
  4. 機関会員とは、本支部の目的に賛同して入会した団体とする。

## 第 3 章 役員および会議

- 第 7 条 1. 関東支部に次の役員を置く。
- |          |       |
|----------|-------|
| (1) 支部長  | 1 名   |
| (2) 副支部長 | 1 名   |
| (3) 幹 事  | 8 名以上 |
| (4) 監 事  | 2 名   |
2. 関東地区選出理事 2 名が支部長並びに副支部長となる。
  3. 幹事、監事は関東支部一般会員の中から選任し、総会の承認を得て支部長が委嘱する。
  4. 幹事は各都県から 1 名以上を選任する。
  5. 監事は他の役員を兼任できない。
  6. 幹事及び監事の任期は 2 年とし、再任を妨げない。欠員が生じた場合、幹事会は前任者の残任期間に限り欠員を補充することができる。

第 8 条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 支部長は会務を総理し、本支部を代表する。
2. 副支部長は支部長を補佐する。支部長に事故ある時は、その職務を代理する。
3. 幹事は総務・会計、学術、渉外、広報、男女共同参画、医療安全、その他の支部会務を分担執行する。

**総務・会計：** 支部会務全般および支部会計を担当する。

**学術：** 支部学術活動の立案、運営を担当する。

**渉外：** 関連団体との折衝を担当する。

**広報：** 会報の発行、支部活動の広報を担当する。

**男女共同参画**：支部における男女共同参画にかかる事項を担当する。

**医療安全**： 医療法制、医療事故、精度管理に関する情報の収集と分析を担当する。

4. 監事は支部の会計並びに会務の執行状況を監査する。

## 第9条 幹事会

1. 幹事会は支部長、副支部長、幹事、監事をもって構成する。
2. 幹事会は支部長の召集により年4回以上開催し、支部運営に関わる事項を審議する。

## 第10条 総会

1. 総会は一般会員をもって構成する。
2. 支部長は総会を年1回以上召集し、次の事項を報告し承認を求める。
  - (1) 事業計画ならびに事業報告
  - (2) 収支予算ならびに決算
  - (3) 財産目録
  - (4) その他幹事会にて必要を認めた事項
3. 監事は支部の会計監査を報告する。
4. 総会の議長は総会開催時の学術集会世話人とする。
5. 一般会員は提案された事項を決議する。
6. 総会での議決は、出席一般会員の過半数をもって行う。

## 第4章 学術集会

第11条. 本支部は、年4回の支部学術集会を開催する。

1. 支部学術集会には世話人を各1名置く。世話人は集会を主催し、その運営を統括する。
2. 支部学術集会は診断病理学に関するものを主題とする。
3. 世話人は、必要があるときは幹事会に出席して意見を述べることができる。

## 第5章 会費及び運営費

第12条 支部に於いては、会費を徴収しない。

第13条 本会の運営には日本病理学会の支部運営費をあてる。

第14条 学術集会開催にあたっては、参加費を徴収しこれを運営費とする。

## 第6章 会計

第15条 予算、決算は幹事会、総会の承認を得なければならない。

第16条 財産は郵便貯金、または銀行預金として事務局内に保管する。

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月末日に終わる。

第18条 会計報告を日本病理学会本部に提出する。支部会計は本部会計の一部となる。

## 第7章 補則

第19条 本内規の改廃は、幹事会、総会の承認を得なければならない。

## 第8章 付則

この内規は平成28年度6月4日より実施する。